

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○木原委員長 次に、本多平直君。

○本多委員 立憲民主党の本多平直です。通常の内閣委員会の委員ではないんですが、党のプロジェクトチームで個人情報の担当をしていますので、今日は、理事や委員の皆さんに御理解をいただいで、質問させていただきます。ありがとうございます。

本来、個人情報観の観点で非常に重要なポイントがたくさんあるので、中身の準備をしてきたんですが、今井理事も質疑をして、一定の質疑はさせていただきますが、私個人は、済みません、昨日から、やはりこの修正問題、訂正問題、私自身は納得がいかないもので、もうちょっと質問をさせていただきます。

なぜかというところ、私、実は、昨日の党の朝八時からあった会議で、内閣官房の方が来て謝罪をされました。修正、間違いは人間に誰でもありますので、そもそも、官僚の方が悪いというより、菅総理の政治的な思惑で、こんなに、これ、可視化

するためを持ってきましたけれども、調査室と法案の基本的な資料だけでこれだけ分厚いものを私わざわざ部屋から運んできました。こんなものを半年の準備で、突貫工事でやられたらこういうことになるんだ、官僚の方は悪くないと思っております。ですから、謝罪をされたら、それでよしとして、中身の議論に入ろうと思っていました。ところが、結局、いつ、どこに説明に行ったのかというようなことを私、質問したら、もうしどころもどろで答えられないというのが昨日の朝の八時の立憲民主党の会議でした。

それで、まあしようがない、じゃ、あした質問だから、昼ぐらいまでに、今朝配られたこの訳の分からない紙、持ってきてくださいと言っていたんですが、午後にはさんざん電話をしても、最終的に私の部屋にこれが届いたのは十九時でした。

ですから、質問の通告もできなかったもので、今から大臣に聞きたいんですが、問題は、やはり一か月もたっているということなんです。単なる遅れじゃなくて、私、これはこのままやり過ぎそうとしたんじゃないかと、いろいろな疑惑が出てくるんですよ。

間違いが判明したのが二月の十二日で、閣議決定はいつしているんですか。

○平井国務大臣 二月九日です。

○本多委員 閣議決定のときに、内閣総理大臣を始め他の大臣はこの間違っていた資料を見ているんですか。

○平井国務大臣 今回間違っていた部分が参考資料なので、閣議では配られません。

○本多委員 その後、この昨日いただいた資料で何が問題かというところ、いろいろな議員に説明した日付だけはやっとなってしまいましたけれども、何がいつあったかが分からないんですよ。与党審査がいつあったのか、議連の理事会で本会議立てがいつあったのか、私は分からないですよ、今井さんは知っているかもしれないですけども。これ、入っていないから、いつ知るべきだったのかというのが分からない。

例えば、今、閣議決定はこの資料は関係なかった。しかし、これを見てしまった人、間違った資料を見てしまった人がいついたのかというのが載っていないんですけれども、これはきちんと、大臣、この紙を見て今回の問題を把握できますか。私は全く把握できません。いつに正しいものを見るべきだった人が間違ったものを見てしまったのか、その人にきちんといつ訂正されたのか、全部分からないので、いつ正しい資料を見るべきだった人にいつ間違った資料が渡っているのか、それが全く示されていないんですけれども、きちんとした資料を作って、理事会に提出していただけないんですか。

○平井国務大臣 まず、今回は、参考資料に誤りがあったこと、そして、国会への説明が遅くなったこと、提出した正誤表がその最終版でない途中のものを配付した点、この三つが複合的に起きて皆さんには大変御迷惑をおかけしたというふうに思っています。

二月十二日に誤りが判明した後、週末に事務方が精査したところ二十か所以上の誤りが見つかった。

たために、私に、二月十六日に一報を受けました。一報を受けて、えっということになって、これでもう、全部の誤りがあるんだつたら、それはまだほかにもあるかも分らないので、指示を出して、最終的に私がその四十五か所の……（本多委員「ちよつとごめんなさい、人の時間を奪わないでください。これ、分かっていますから、理事会にきちんと必要だった場所、配った場所を明示した資料を出してください」と呼ぶ）

○**木原委員長** 本多委員に申し上げます。今大臣が答弁中ですので、答弁が終わるまでお待ちください。（本多委員「いや、ちよつとひどいでしょ、これ。質問しているんですから」と呼ぶ）指名を受けてから御発言いただくようお願いいたします。

どうぞ、大臣。

○**平井国務大臣** 誰にした、配ったかということ、は網羅的な情報の管理ができていなかったということ、ところが、今回、非常に我々の反省点であります。そういう意味で、それがきつちりとできていればこういうことはなかなか起きていなかったのではないか、そのように思います。

○**本多委員** 単なる、この法案の、こんな急がせて作らせた法案の要綱に誤りがあったことは、私は政治の責任だと思えますよ、与党の。しかし、この後の対応は、ということではですよ、大臣、あつちこつちに等があるので、全部聞こうと思つたんですよ。二月二十六から三月一日、与党国対幹部等に一報、それから、三月四日と五日は与野党の国対政調事務局等って何ですか。

私は、こんな等なんという資料を求めたんじゃないんですよ、昨日の朝。きちんと全部どこに報告したのか出してくださいということをお願いしたのに、等で来ていたら分からないじゃないですか。どういふ基準で報告しているんだよと。

この二つの等は何を意味しているんですか。

○**平井国務大臣** まず、与党の国対幹部等、確認できているのは森山国対委員長でありまして、森山委員長からも、早急に精査して資料で野党議員にも説明するようにという指示がありました。

さらに、与党国対幹部等に一報を入れた際に具体的にいづ説明を入れたかどうかは網羅的に把握しておらず、ここが国会対応において体制の至らぬところだと思えます。この等に関して言うと、内閣委員会の与党筆頭理事である松本先生であるというふう聞いております。

○**本多委員** 松本剛明先生は与党国対幹部なんですか。

だから、きちんと具体名で示してくださいというのを私はお願いしたんですよ、昨日の朝八時にこういふ、だから、そもそもこの一か月、間違つたことじゃないですよ、一か月の対応がひどいのに加え、昨日の朝八時に、せつかくの、我々、法案の自身を、内閣官房の人と話したい会議が、この話でぐちゃぐちゃになって、昼まで待っていて出てきた資料が個人名も何にもないから、今聞くしかないじゃないですか。これが松本剛明先生を指しているかどうか。

こつちの、与野党の国対政調事務局等は何なんですか。

○**平井国務大臣** 白表紙とか正誤表を配付した議員等の御了解も得るべきと思われるので、今ここのでその具体のお答えは控えさせていただきますと思います。

○**本多委員** 違うでしょう。白表紙を配付した人はその下に書いていますでしょう。閣議決定後に資料要求等に伴って法案資料を配付していた議員。確認を取って、オーケーを取った方の名前を教えてください。その上ですよ。与野党の国対政調事務局等というのは何ですか。

○**平井国務大臣** 各党派に対しては、自民、公明、立憲、国民、共産、維新、希望、これは国対事務局でありまして、それ以外に関しましては、議員事務所を訪問して配っているということでございます。

○**本多委員** こんなことを長々やりたくないんですけども、きちんとそういうことを、なぜ、自民党は森山国対委員長で、こちらは安住国対委員長に直接行かないんですか、すぐに。事務局で、かつ、等という誰か分からない資料を昨日の夜七時になってから出してくるんですか。質問なんかできるわけじゃないじゃないですか、これについてやると言っているのに。

だから、きちんと、今私が指摘したような点を、本人の確認が要るんだつたら要るで、別に相手方が悪いわけじゃないんですから。ただ、皆さんの説明ぶりに、今回、これ、本当に我々野党にこの法案について説明する気があったのかどうかと私は疑念を感じているんですよ。単なるミスだと思つていないんですよ、もう。こんなに遅れている

以上。

だから、きちんと資料を出してもらえますか、もつと細かい資料を。お願いできませんか。

○平井国務大臣 御本人の了解を得ながら、了解を得られれば、それは出せるというふうには思います。しかし、ちよつと今回、このいろいろな修正等のフォローで、今人員を補強をするというふうなこともこれからやらなければなりませんし、そういう意味で、委員の御希望どおりすぐに行きかどうかは、ちよつと考えさせていたいただきたいと思ひます。

○本多委員 私、個人の、相手が出すなという人のまではよく分かりません。それ以外の情報を出してもらわないと審議できません。出すと言つてくださいよ、そんなことぐらい。

○平井国務大臣 議員の御要望どりのものが出るかどうかも含めて検討させていただきます。

○本多委員 きちんと理事会で協議してください。

○木原委員長 理事会にて協議をいたします。

○本多委員 私、この経緯、全然納得していませんから。こんな紙、昨日の十九時にもらつて、いつ閣議決定したのか、いつ議運が開かれたのか、それも分からない、与党審査はいつやったのかも分からない紙を昨日の十九時にいただいて、こんなことで時間を奪われて、本当に不愉快です。

それから、この法案の問題点に入つていきたいと思ひますが、中身の前に、私、今日、これを持ってきたんですね。これは基本資料です。法案の資料と、調査室が作った資料がこのピンクの方です。こんなに束ねているんです。

通告していませんけれども、大臣、今回これをここで採決すると、何本の法案が改正されるか、把握されていますか。

○平井国務大臣 数でいいますと、基本的には五本。しかし、整備法の中に四十九本、そして……（発言する者あり）四十九と私は記憶していませんけれども。

それで、これはいろいろなところで、跳ねる改正というものはいろいろなところにあるというふうに思ひますが、基本は五本、あと総務委員会に關わつて一本、ですから、改革関連法は大きくは六つ。整備法の中が、正確な数は今ぱつと言えませんが、相当な数があるということであります。

○本多委員 大体中身が変わるのが六十本ぐらい、自動的に当てはめて変わるのが八十本ぐらい、百四十本ぐらい。つまり我々は、各委員会、農水委員会であるとか経済産業委員会であるとか、三時間、五時間、十時間かけて改正をしていく法案が、こんな、百四十本も束ねられているんですよ。（発言する者あり）

○木原委員長 不規則発言を控えるようお願いいたします。

○本多委員 中身が変わるものも六十本あると申し上げました。それから発言しないでください、あなたと議論しているわけじゃないんですから。そういう法案を束ねてきて、ましてや、いいですか、そこに、今変えられる法律、それぞれの分野の議員にとっては大事なものがたくさん入っています。私にとっては、例えば個人情報保護法。

つまり、これは制定のときでも国会をまたいで成立している法案ですよ。そういうもの。それからマイナンバーカードも、何度も何度も議論をして国会をまたいで成立しているような大きな法案が束ねられているんですよ。

こういう、まずデジタル庁をつくるのか、そういうところを一個一個分けてきちんと議論したらどうなんですか。こんな巨大な、束ね法案はいろいろ見えてきました。それを常に私たち、野党であると特に批判をしてきましたし、いろいろなケースはあると思ひます、事情もあると思ひますけれども、今回ののはこれはひど過ぎると思ひますけれども、大臣はそういう認識はないんですか。

○平井国務大臣 デジタル改革関連五法案は、やはり、デジタル社会の形成についての基本理念を定めるデジタル社会形成基本法と、デジタル社会の形成に關する施策を迅速かつ重点的に遂行するためのデジタル庁の設置法案を中心に、これらと密接に關係する法制上の措置を我々今回しようと考えています。

このデジタル社会の形成のための企画立案、総合調整というのは当然なんです、マイナンバー、マイナンバーカードや公的個人認証というのはデジタル化の基盤なので、これは是非一緒に整備をさせていただきたいというふうな思ひっておりますし、デジタル庁が推進する、デジタル社会の形成に不可欠となる、例えば、個人情報保護委員会に官民の個人情報制度が一元的に所管されて、個人情報保護と利活用のバランスの取れた社会を実現するための個人情報保護法の見直し、そして、

これは規制改革の分野になるんですけども、デジタル化を活用した社会の実現に向けた書面、押印の見直し、デジタル庁が所掌するマイナンバー、マイナンバーカードや公的個人認証に関する法律等を一括して整備法として今回出させていただいています。

これは、例えば今回の預貯金口座に関しても、やはりこれは多くの皆さんから、去年……（本多委員「そういう議論は後でするので、短くしてもらえませんか」と呼ぶ）はい。

結論から言うと、この五つの法案、大きくは五つの法案は、相互に密接不可分であることから一括審議をお願いしている。ただ、白表紙がそんなに大部になるのは、これは日本のやはりデジタル化の遅れもあるなど最近つくづく思っています。

○本多委員 それでは、少し中身の話をしたいんですが、ちよつと通告していませんけれども、大臣はジョージ・オーウェルという人が書いた「一九八四年」、「一九八四」という小説をお読みになったことはありますか。

○平井国務大臣 読んだかもしれませんが、今思いません。

○本多委員 デジタル監視社会について先ほど今井議員から指摘がありました。そういう社会にはしないということなんですけれども、まさにこれは一九四〇年代に英国の作家が書いた小説で、私は大学時代に読みました。つまり、これだけIT技術が進歩する前に全体主義国家で双方向で見られるテレビが国民を監視し、それで国民が監視をされる社会というのを描いていて、一九八〇年代

に読んだ私はこういうのはSFだと思って読んでいたら、その後の三十年、四十年でそういうことが可能になってしまったわけです。

私、この後に中国の認識を聞こうと思っていたんですが、先ほど今井議員に、きちんと認識をされていたので安心をいたしました。国名は避けますとか、そういう答弁をされるんじゃないかと心配していたんですが。

中国が非常にデジタルを使って、国民にインタビューをしたり、私も友達に聞いてみるんですよ、あんなスクアリングをされて、町じゅうに監視カメラがある社会はどうなんだというところ、もちろん自由に物が言えないところもあるのかもしれないですけども、でも、テロが減ったとか犯罪が減ったとか、プラス面を言う。ある意味そういう現実があるんですが、そういう社会にはしたくないという大事な確認はできました。

ところが、私、平井大臣は少し甘いと思うんですよ。中国は、そういうことを、犯罪を起こさせないためにやるんだとある意味宣言をしています。法律も作っています。国民もある程度分かっています。監視をされている。私は嫌ですけどもね、そういうところに住むのは。しかし、大臣、世界では別にそういう宣言をせずにやっている国もあるんです。その代表例がアメリカなんです。

スノーデンという人のことを御存じですよ。スノーデンという人のことを御存じですか。

○平井国務大臣 はい。映画も見せていただきました。

○本多委員 政府は、今公式には、アメリカの国家安全保障局が、要するにテロに対するものとか、いろいろ調べるのは、いろいろな法律を作りました。ところが、それに乗じて、法律の規定もないのに、一般国民のインターネット、何を見たか、メール、こういうところまで、特定の人に絞るのではなくて収集をしていた。これはさすがに告発をしなきゃいけないということで、命の危険、二度と祖国に戻れない危険も冒してこのことを告発したんです。

平井大臣はアメリカにおいてこういうことが起こったということは想定できると思われませんか。証拠はもちろんあるとは思わないですけども、あれだけの覚悟をして、証言をして、たくさん事実関係と符合する文書も私は読んでいます。アメリカにおいてこういう監視社会みたいなものが一時期、今もなにかもしれませんが、起こっていたという認識はありますか。

○平井国務大臣 それは私の所管ということでもないのちよつと答えづらいんですけども、アメリカも、やはりテロ対策という意味で、あらゆる機関がそういうテロを防ぐということいろいろな活動をしているというふうには理解をしています。

○本多委員 映画も見られたということですから、つまり、宣言をしてやっている中国のような監視社会も怖いけれども、別に捜査当局の個人個人はみんな、九・一一みたいなことを見てしまったら、テロを防がなきゃという善意の塊だったかもしれない、善意の積み重ねだったのかもしれないですよ。しかし、スノーデンが告発するような事実上の監視社会が世界で一番自由を重んじている国で

秘密裏に起こってきた、起こっていた可能性がある。

このことを、今回こんな分厚い、私は全部チェックしたいですよ、本当に国民を監視する条項がないのか。この分厚さの中に隠れていないかと思いましたが、それは時間が必要ですよ。この間もらったばかりなので、これ。訂正も来たばかりなので。だから、中国だけじゃないんだ、自由主義国家においてもそういうことが起こっているんだということをしつかり認識をしてこういう法案を提出をされているということですよ。よろしいですか。

○平井国務大臣 私も大臣になる前に、デジタル化を推進ということで、いろいろな各国の皆さんとお話をしたりいろいろする中で、中国型、ヨーロッパ型、アメリカ型といろいろあると思うんですが、セキュリティとそして情報の管理みたいなものの議論はいろいろあると思います。私が感じているのは、日本が一番そういうことに抑制的であり、逆に、海外からはちよつとイノセントだと言われるという状況でもあると思います。

そういう意味で、日本というのは、やはりこれから非常に、政府の情報の管理の一元化に対して、これだけ配慮をしたシステムのつくり方というの、普通の国だったらやらないと思います。そういうところまで配慮をしているので、委員の御心配のようなことは日本が一番ないんだらうというふうに思います。

○本多委員 ちよつどいい前振りをしていただいたので、本当にそうなのかという例で、今日は防衛副大臣に来ていただいているんです。

スノーデンの出したファイルの中に、二〇一三年四月八日の文書に、アメリカの国家安全保障局は、今度、防衛省情報本部電波部に講師を派遣をする、その講師には、以前提供したXキースコアというソフトウェアを使っているという講習をするという記述があります。

Xキースコアは何か、御存じですか、大臣は。
○平井国務大臣 申し訳ありません、存じ上げません。

○本多委員 要するに、スパイのグループと呼ばれていて、アメリカ国家安全保障局でこのXキースコアに、例えば、平井、批判とかと入れると、平井大臣を批判している私のような人間がずらつと出てくるという装置なんですね。

ということは、防衛省は、私は、いろいろな相手の電波などを傍受している、これは防衛のために必要なものだと思います。場合によってはそれはネット情報もあるのかもしれませんが、インターネットのメールの情報は防衛省といえども見ている駄目なんだと思いますが、そういうことはしていないですよ。

○中山副大臣 ありがとうございます。

スノーデンCIA職員が不法に持ち出したとされる出所不明の文書の内容を前提とした質問ということであれば、コメントはその点については差し控えています。防衛省におきましては、我が国の防衛に必要な情報を得るため、我が国上空を飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などを全国各地の通信所などで収集、整理、分析をしているというのは、今委員の御指摘

のとおりでございます。

電波情報業務の具体的内容につきましては、将来の効果的な情報活動の支障となるおそれがありますことから、お答えを差し控えていただかなければなりません。防衛省・自衛隊におきまして情報収集活動は、我が国の防衛に必要な情報を得るために行っているものでありまして、委員が御懸念をお持ちのインターネット上のメールの傍受を含め、一般市民の監視を行っているものではないということでございます。

○本多委員 平井大臣もちよつと聞いていただきたいんですけども、この質問というのは実は共産党の宮本徹議員が過去に委員会で行って、今副大臣が読み上げた答弁を三回、同じことを政府委員が答弁しているんです。

ただ、私、点の打ち方がよく分からないので、日本語の読み方を教えていただきたいんですよ。

何度も言っている同じ文章、「防衛省・自衛隊におきます情報収集活動は、」ここまですすよね、「我が国の防衛に必要な情報を得るために行っているものでありまして、」これもいいですよね、「インターネット上のメールの傍受を含め、」ここから分かんなくなるんですよ、いいですか、「インターネット上のメールの傍受を含め、一般市民の監視を行っているものではなくありません。」

これは、情報収集はしています、インターネット上のメールの傍受を含め、一般市民の監視を行っているものではなくありませんと書いています。

ですけれども、一般市民の監視というと、定義が、一般って誰なんだ、本多みたいに与党とか政府の悪口ばかり言っているやつはしていいのかとか、一般って誰なんだとか、監視のため、監視のためじゃないですよ、情報収集のためですよとかと目的を変えたら、インターネット上のメールの傍受はやっているんですか。つまり、インターネット上のメールの傍受もやっているけれども、市民の監視のためのものではないというふうに読むのが正しいのか。

インターネット上のメールの傍受なんというのは私はやつちや駄目だと思うんですよ、実は法律がないので、今、通信の秘密ですから、これは。電波と違いますからね。電波はある程度可能な法理論を私も勉強しましたが、残念ながら、通信は、警察でさえ、犯罪を限って条件を課しているわけです。

これは今できないはずなんですけれども、メールの傍受も含め、一般市民の監視を行っているものではないと、この読み方はどう読んだらいいんですか。

○中山副大臣 今御指摘をいただいたような形で、まず、先ほど申し上げさせていたいただきましたけれども、一般の市民の監視を行っているものではないと、先生が御懸念をお持ちのような形でインターネット上のメールの傍受も含めて、そういったことは、御懸念のようなことはないということをおっしゃりたいと思います。

○本多委員 一般市民の監視のためではないイン

ターネット上のメールの傍受は行っているんですか。

○中山副大臣 基本的には、日本の民主主義国家というのは公開が前提である、全ての情報は公開されるべきだというふうに思っております。

他方で、そういったものが国家的なリスクになる場合においては、この部分に関しては差し控えないといけない回答というのものもあるということでございます。御理解いただきたいと思えます。

○本多委員 平井大臣、これが今の日本の、今日、私、安全保障委員会にも所属していますので、やっているということをお認めになったんですが、それは法的な、通信の秘密を、いいですか、つまり、警察や検察に、個人は、通信傍受法、かなり反対なんです。当時の野党は牛歩戦術までしました。今、部分的には、日時がたつて、薬物犯罪しかし、これ、もし防衛上必要な要件を絞るとか何かしないと、今、憲法違反のことをやっていることになっちゃいますよ、いいんですか。

○中山副大臣 防衛省のこういった情報収集、分析というのは、基本的に、国防、安全保障に資するものに限られているということでございます。

先ほど来申し上げていますように、インターネット上のメールの傍受、こういったもの、そしてまた一般市民の監視というのは行っているものではなくありませんということでございます。

○本多委員 本日に、一般市民ってどういう定義なのか。監視のためではないけれども、情報収集のために一般じゃない特殊な市民の傍受を行っているとしたら、これは、防衛のための切り分け、

立法もないです。平井大臣、デジタル庁は防衛省も勧告権限、出せるんですよ。今聞いていてどうですか。

つまり、日本政府は、私、北朝鮮軍の飛んでくる電波を聞くのを駄目と言っているわけじゃないですから、勘違いしないでくださいよ。しかし、メールをやり始めたなら、通信の秘密との関連が出てくるんじゃないんですか。それはいいんですか、平井大臣、こういうことで。

○平井国務大臣 デジタル庁は政府情報システムの整備、管理を担うんですけれども、デジタル庁設置法案において、国の安全等に関する情報システムは対象外、除外するということになっているんです。

そういう意味で、防衛省のバックオフィスの一般的な業務のシステムは見ますが、安全保障に関わるところは我々の担当外ということになります。

○本多委員 大臣、いいですか、中国はデジタル監視社会と言っていて、アメリカでも一定のことがテロ対策で行われていると言っていて、日本にも疑惑はあるわけです。今日、大臣、副大臣の答弁を聞いていただきましたよね。これは、もしかすると必要なこともあるかもしれないけれども、法律がないまま、憲法に関する、メールの傍受を行っている疑惑が出ているんですね。

ですから、何か日本だけ、それは政府の失策でこの二十年遅れてきたというのは、政府のデジタル化とか、絞って言えば、それから民間の方から見たら、規制緩和をここはしてほしい、私はそれは否定しませんよ、一個一個やればいいと思っ

いるのを、こんな何か束ね法案で、デジタル社会形成基本法って、まず私は名前からしてすごく不可解なんです。社会を法律で形成をしていく。社会って元々あるものだというのが私の考えなんです。自由主義社会において。

例えば、言葉尻で言うと、男女共同参画社会なんていうのは、まあまあ、それはいいでしょうと思うんですけども、私はデジタル社会に住みたいかというと別に住みたくないんです。社会とついていて法律ってそんなに数があるわけじゃないんです。なぜこの社会だけ政府がわざわざ社会を形成しなきゃいけないんですか。

○平井国務大臣 形成とは形ができ上がることや形作ることを一般的に意味するという意味で、形成と社会を組み合わせている用例は、法律の名称で用いている例えば高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、IT基本法ですね、この法律の前のやつ、及び、循環型社会形成推進基本法を始め、複数あるんです。

今回は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に次ぐ法律ということで、そのまま形成という言葉は使ったところがあります。

○木原委員長 本多君、時間が来ておりますので、お取りまとめください。

○本多委員 そういうことをおっしゃると、じゃ質問させていただきませうけれども、私はそういう発想じゃないんですね。

○木原委員長 本多委員に申し上げます。時間が来ておりますので、おまとめください。

○本多委員 高度情報通信ネットワーク社会とい

うのは二〇〇〇年に作ったIT基本法でつくろうとしたけれども、つくれたんですか。

○平井国務大臣 これは、だから、ITのインフラを中心に皆さんが高度情報通信ネットワークに参加できるようにということが目的だったので、それはある程度達成できていると思います。

しかし、それを使い切れなかったというところが日本の一番弱みだというふうに思っていて、使えるネットワーク、そして、もうインターネットを使うことが前提の社会に変わってしまったので、考え方をバージョンアップしようというのが今回の法律だと考えています。

○本多委員 時間が来ましたので終わります。引き続き、機会があれば質問させていただきます。と思います。